

# 平成30年度組織・人事異動の方針

## 1. 組織機構及び人員について

平成30年度は、第五次総合計画後期基本計画の計画期間の後半を迎え、成果が求められる重要な年度であることから、引き続き、夢と希望あふれる将来を見据えた「いつまでも住み続けたくなる安心な元気都市栗東」の実現のため、施政方針に掲げる「五つの安心」を柱として市民が安心して暮らしていくだけの市政運営に取り組むこととする。

そのため、喫緊の行政需要に対応した簡素で効率的な組織機構とともに、適正な人員配置を行う。

○平成30年度組織体制…6部4局1事業所39課

(平成29年度…6部4局1事業所37課)

○総職員数450人(特別職を除く。)

(平成29年度…444人(4月1日現在))

### 組織改編の内容

#### ○市民政策部

・大規模商業施設・交通影響調査業務の業務増に伴い、「市民政策部地域戦略課」を新設し、地域戦略の具現化を図るとともに、トップセールス・シティセールスの推進、地域資源活用ビジョン、栗東ブランド推進を所管する。

また、元気創造政策課馬事業企画室においては、馬事業、総合戦略、地方創生、ふるさとりつと応援寄付金を所管する。

#### ○総務部

・総務課に職員活性部門及び人事給与部門を担当する人事担当参事職(課長級)を配置し、職員の資質向上、働き方改革の検討等を進める。

#### ○環境経済部

・企業誘致・地域経済振興部門及び労政・就労推進部門と商工振興部門の連携強化を図るため、商工観光課に一元し、「商工観光労政課」に改称するとともに、経済振興労政課を廃止する。

・環境センターの長寿命化等の業務増に伴い、所長職を課長級とする。

#### ○教育委員会

・学校給食共同調理場の更新に伴い、所長職を課長級とする。

## 2. 主要課題へ対応する組織の所掌事務について

企業事業資金貸付金の債権管理を進めるため、同業務を総務部総務課で所管する。

## 3. 人事異動の考え方について

厳しい財政状況を踏まえつつ、当面の諸課題に的確に対応し、市民の視点に立った行政サービスが提供できるよう職員の意欲・適性・能力等を重視して人員の配置を行う。

- ① 経験等を重視した適材適所への配置
- ② 実績・能力・意欲・積極性等に基づく登用
- ③ 職員自己申告書の反映
- ④ 女性職員の登用

## 4. 人事交流について

① 国土交通省近畿地方整備局との人事交流を継続実施する。

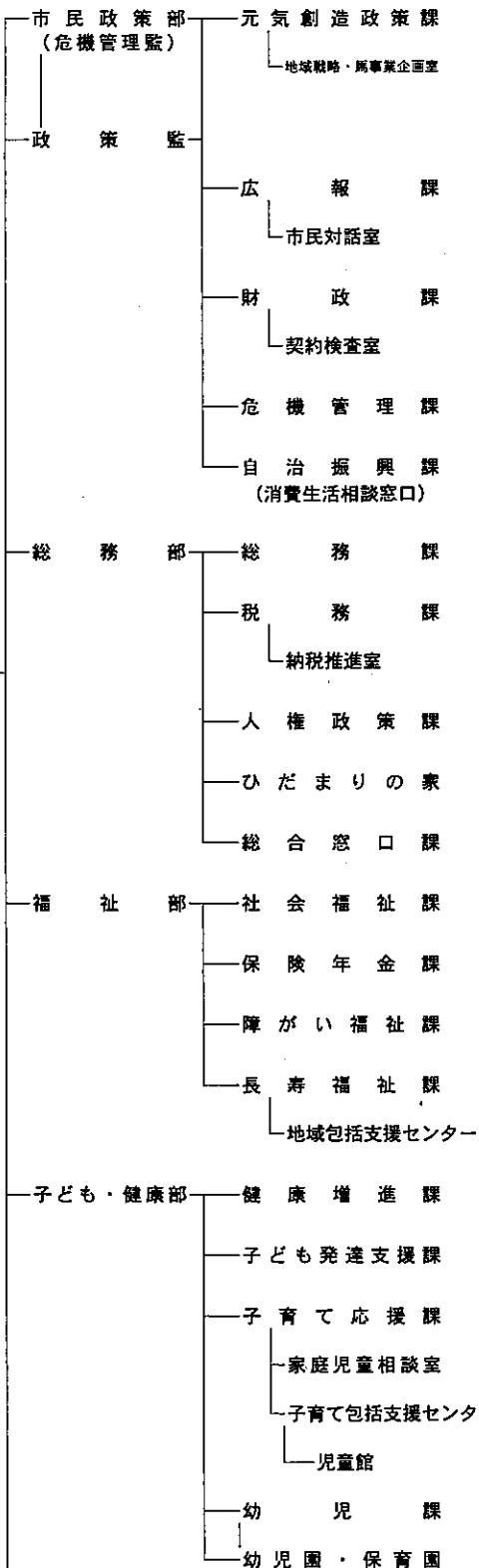
② 滋賀県市町村職員研修センターへの職員派遣を行う。

平成29年度 栗東市組織機構図

平成30年度 栗東市組織機構図

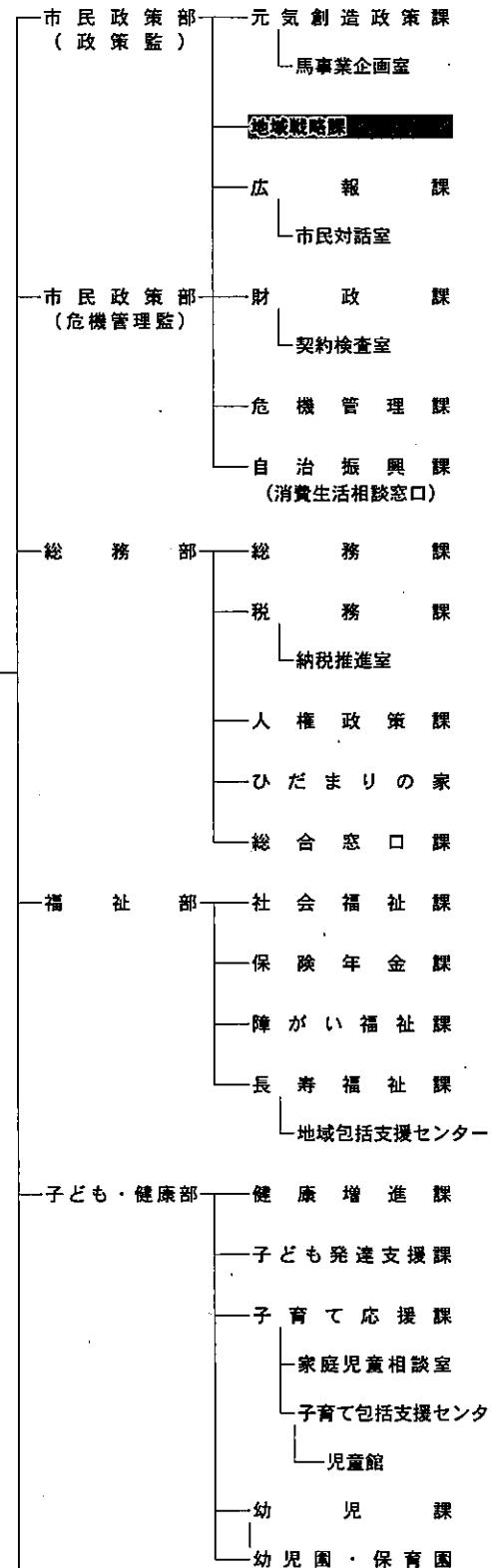
議会事務局

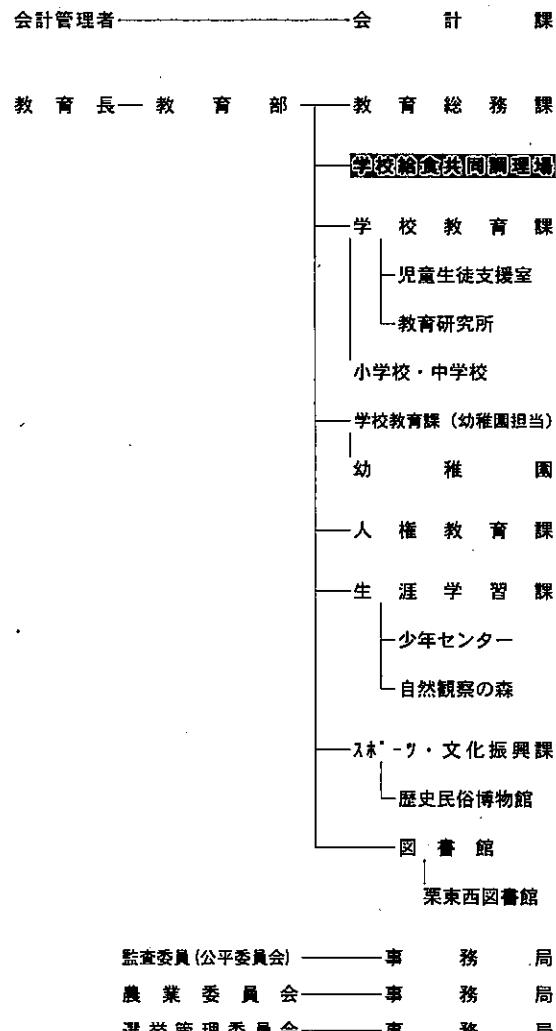
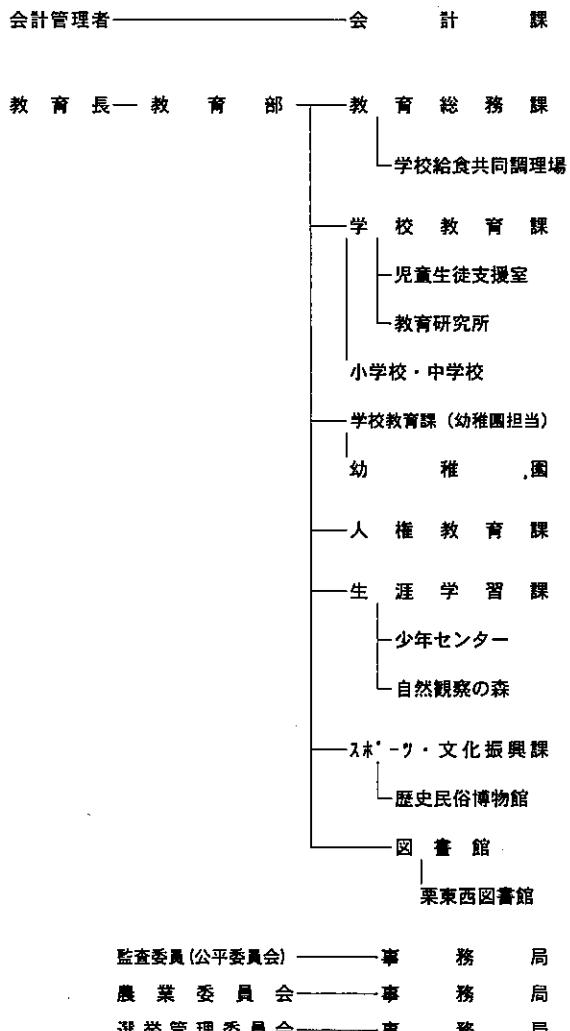
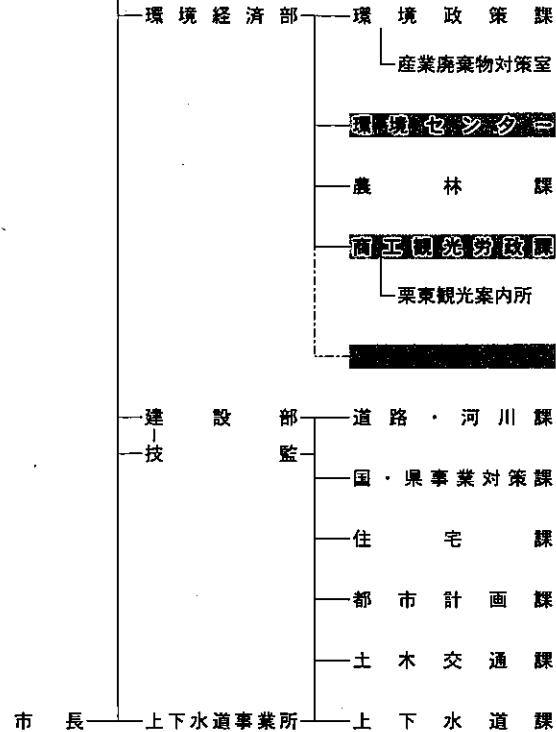
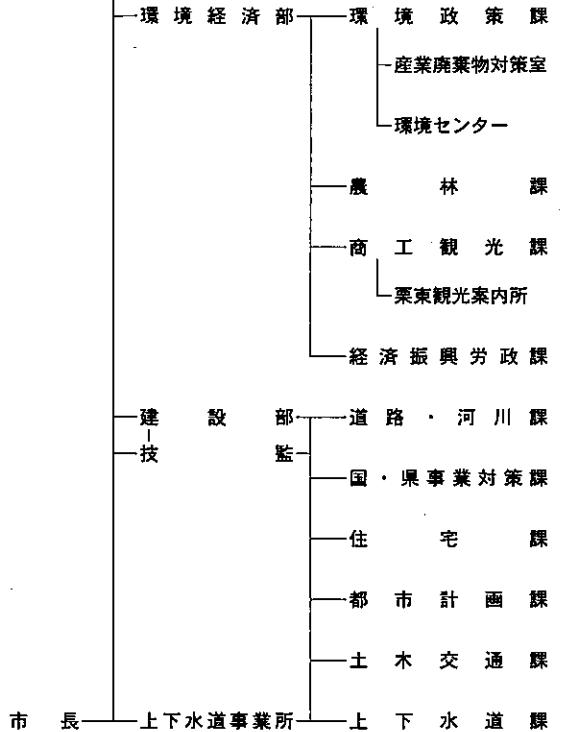
議 事 課



議会事務局

議 事 課





## 提出議案等の正確・適正を期すための再発防止策について

### 【再発防止策】

提出議案等の誤りを防止し、正確・適正を期するため、議案等を提出する担当課と総務課が連携を密にし、繰り返し内容確認を行い、再発防止に一丸となって取り組む。以下の再発防止策を講ずる。

- (1) 提出議案等の審査のため、部長級職員で構成する「議案等審査委員会（以下「委員会」という。）」を庁内に設置する。
- (2) 委員会への付議にあっては、別に定める「チェックシート」に基づき、内容の精査、誤字、脱字等の不備がないか、提出担当課の複数による確認を必ず行う。
- (3) 委員会の審査を経た案件について、提出担当課において議案の最終案文を作成した後、事務決裁規程に基づき、所定の決裁を得るものとする。  
この際、法規審査担当における審査・確認を複数で必ず行う。
- (4) 全提出議案の調製にあっては、議案番号、提出日等の不備等がないか再度、総務部・担当課において、複数による確認作業を行い、事務決裁規程に基づき、市長決裁を得るものとする。
- (5) 職員の法務能力向上を図るため、法制執務研修を実施する。

# 市営住宅の入居要件判定基準の見直し概要について

## 1. 背景

本年度の定期募集に係る市営住宅運営委員会では、入居申込における書類審査で使用する「住宅困窮度合の判定基準」について、社会環境の変化に的確に対応しているのかとする問題意識について議論が進められた。

また、入居募集時における団地ごとの人気の格差があるなか、住宅困窮にある者が適切に市営住宅に入居することができているのかなど、市営住宅の運営管理のあり方の見直しが求められている。

## 2. 顕在化している課題

### (1) 社会的課題に対応していないと判断される事例

- ・母子世帯で親世帯との同居の場合、80点に留まり書類審査で落選する。
- ・書類審査で落選した場合、追加募集（斡旋）の機会を失う。
- ・親族以外の世帯との同居（離婚者）の場合、連帯保証などの回避による離婚の疑義がある。
- ・配点で満点となった場合、特殊事情加算の点数の反映が不明瞭である。

### (2) 団地への入居者の傾向の課題

- ・各団地からの入居推進に向けた要望では、団地住民の高齢化や空部屋の増加などから、自治会運営に支障が出てきており、若年層世代の積極的な入居を求める意見がある。

## 3. 見直し概要

- ・住宅困窮度合いの判定基準を見直した。
- ・住宅困窮種類（1～8）の各項目の点数を下げ、特殊事情加算の加点を重視した判定基準にした。
- ・高額家賃、立退要求は、現状、不自由なく住んでいる場所があることを鑑み、他の困窮状況と異なり、大きい見直しとなった。
- ・公営住宅の入居に配慮が必要な世帯（母子・父子・高齢者・障がい者）が書類選考で残りやすいようにした。
- ・住宅困窮度合の判定基準表の表現を簡素化した。

## 4. 今後の方向性

- ・住宅困窮にある者が適切に市営住宅に入居することができるようになった。
- ・父子、母子、子育て世帯が書類審査で通過しやすくなり、団地の高齢化対策に効果が期待できる。

(1) 住宅困窮度合の判定基準の見直し

種類	住宅困窮度合	点数案	
1過密居住	1 居住している部屋の広さが1人当たり3.0畳以下である	9 0	
	2 居住している部屋の広さが1人当たり4.0畳以下である	8 0	
	3 居住している部屋の広さが1人当たり4.5畳以下である	7 0	
2別居	1 住宅がないため、親族（2親等以内）又は婚約者と別居している	9 0	
3遠距離通勤	1 通常の通勤方法による通勤時間が片道2時間以上	9 0	
	2 通常の通勤方法による通勤時間が片道1時間以上2時間未満	8 0	
4高額家賃	1 控除後の収入月額に対し、現在居住している住宅の家賃の割合が90%以上	8 0	
	2 控除後の収入月額に対し、現在居住している住宅の家賃の割合が70%以上	7 0	
	3 控除後の収入月額に対し、現在居住している住宅の家賃の割合が50%以上	6 0	
	4 控除後の収入月額に対し、現在居住している住宅の家賃の割合が50%未満	5 0	
5立退要求	1 自己の責めに基づかない	1 立退要求を受け、同水準の立退先が無い	8 0
		2 世帯主の死亡又はリストラ等で社宅等からの立退要求を受けている	8 0
		3 裁判係争中	8 0
	2 自己の責めに基づかない上記以外のもの	1 通例一般的な立退要求を受けている	7 0
		2 世帯主の定年退職等で社宅等からの立退要求を受けている	7 0
	※ 定年退職等		
6不良住宅	1 極度に老朽し倒壊のおそれがあり、保安上注意されている建物又はバラック建住宅等で著しく不衛生な住宅に居住している者	9 0	
	2 極度に老朽している建物又は転用住宅(物置、土蔵等を改良した建物)に居住している者	9 0	
	3 炊事場、便所及び給水の3設備ともに共用	9 0	
	4 上記設備の2設備が共用	8 0	
	5 上記設備の1設備が共用	7 0	
7同居(世帯)	1 3親等以上の親族又は親族以外と同居している。ただし、離婚の場合、親族以外と判断する基準は離婚後100日を経過したものとする	9 0	
	2 2親等以内の親族と同居している。（2親等以内）	8 0	
8住宅外居住	1 住宅以外の改築されていない建物又は場所に居住	9 0	
9特殊事情 加算	1 18歳以下の子がいる世帯であるもの（10点×人数）	子1人につき10点加算	
	2 母子又は父子世帯であるもの	1 0	
	3 高齢者(60歳以上)のみの世帯であるもの	1 0	
	4 障がい者世帯であるもの	1 0	
	5 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第2条第1項に規定する犯罪をした者等に該当するもの	1 0	
	6 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項及び同条第3項に規定する行為等により居住することができなくなったもの	1 0	